

「愛」あるブランド認定について

【農林水産物】

○ブランド認定の対象となる産品

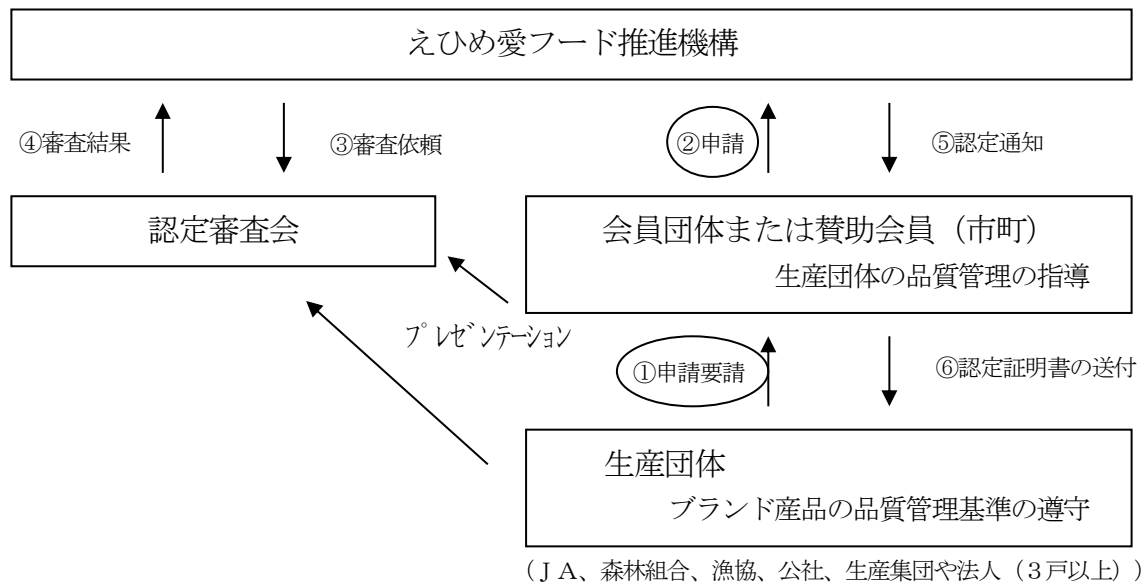
- ・愛媛県内で栽培され、飼養され、収穫され、又は水揚げされた農林水産物及びそれを調製したものが対象になります。

○ブランド認定の基準(以下の全てを満たすもの)

- ・「安全・安心」「品質」「産地・特産」等の基準を満たしているもの。
- ・産品全体の中で上級品であるもの。
- ・県外販売の実績があり、今後の販路拡大に意欲的であるもの。
- ・流通・販売計画が明確であること（生産規模：構成員3戸以上の集団や法人など）

※申請予定産品については、各生産団体に詳細の聞き取りをします。

○ブランド認定までの手続き等



【加工食品】

○ブランド認定の対象となる産品

- ・ 主な原材料に愛媛県産農林水産物を使用し、原則として愛媛県内で製造又は加工した「柑橘ジュース」、「はだか麦味噌」、「じゃこ天」、「牛乳」の4品目が対象となります。

○ブランド認定の基準(以下の全てを満たすもの)

- ・ 「安全・安心」「品質」「産地・特産」等の基準を満たしているもの。
- ・ 産品全体の中で上級品であるもの。
- ・ 県外販売の実績があり、安定供給が可能であるもの。
- ・ その他各ガイドラインの認定基準を満たしているもの。

※申請予定産品については、各生産団体に詳細の聞き取りをします。

○ブランド認定までの手続き等

